

笠置町監査委員告示第4号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和6年3月25日

笠置町監査委員 仲北 悦雄

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

1. 監査を実施した日時等

日	時	令和6年2月21日(水)
		午前9時8分から午前11時57分まで
場	所	笠置町役場2階 議員控室
監査対象		1 企画調整課が所管する事項について
收受資料等		なし

2. 監査内容

企画調整課が取り組む総合計画達成に向けた各課との調整業務、課としての方向性や目標及び重点施策等についての内容を聴取するとともに、関係書類等において適正に処理されているのかを確認をするため本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

① 総合計画達成に向けた各課との調整業務について、どのようなスキームで進めているか。また、どのような方向性をもっているか。

町政に対する意見を聴取するために、町内外を問わず約 20 名の方が就任されているアドバイザーリーボード制度を創設して、その場で聴取した意見を各課と共有するとともに原課が実際に対応する際の実施案の提案及び各課長との意見交換を実施してきたと伺っている。その中で、軽微な内容であれば原課に受け入れてもらえるものの、予算や業務が大幅に増加する内容については、課のマンパワー等もあることから進まなかったとのことであった。また、原課の課長と企画調整課長は役職として並列の立場であり強制力もないことから、円滑に進めるためには参与または副町長等からの指示が望ましいのではないかとのことであった。

総合計画実現に向けて、企画調整課には各課との調整に加えて相対的なとりまとめが求められる。その上で、企画調整課としての機能を如何なく発揮するためには、実際に事業実施をする原課の課長と並列の立場ではあるが、原課に対して提言する立場であることを意識されたい。また、提案を受けた原課については、様々な理由や要因があるだろうが、現状の体制でどのように事業を組み立てれば実施が可能なのかを考えられるとともに、それが管理職の職責であることから、忙しいからできないと短絡的な判断をされることのないよう留意されたい。

② 企画調整課として特に重点を置いている施策はあるか。

令和 4 年度に総務財政課企画政策室として発足した際、町長が重点的に進めたい施策について子育て、防災、商工業、いこいの館の 4 点が挙げられ、企画政策室の兼務職員と話し合った中で情報発信力強化の提案があったことから、上記 5 点についてアドバイザーリーボードを含めて、知恵を絞り議論を深めてきたと伺っている。また、子育てに係る令和 5 年度実績の一例として、森永乳業と官民提携を行い、住民が出生届を提出した際に、森永乳業の商品詰め合わせを配布する事業実施をしたとのことであった。

笠置町の強みとしては人口が少ないことにより、企業側が支出する経費が少なくすむということが上げられる。つまり、官民連携を行うことで企業には少ない経費で実績が生まれ、笠置町には住民サービスが向上するというメリットが生まれる。笠置町というブランドを大切にするとともに、広報活動を行えば限りなく少ない予算で成功事例を生み出すことが可能であり、それは職員の自信にも還元されることから失敗を恐れず邁進されたい。

③ その他

企画政策室を経て企画調整課として二年間業務に従事した中で、アドバイザーリーボードを通じて要望や意見等を聞いていただいているので、内容、対応状況、総合計画の施策に対しての位置付け等について集約した書類を提出いただきたい。

なお、本件については令和6年3月例月出納検査終了後に企画調整課長から書類の提出と併せて説明を受けたことを申し添える。